宇治市介護保険福祉用具購入費支給の手引き

7

宇治市介護保険福祉用具購入費支給制度は、介護保険制度における、特定(介護予防)福祉用 具販売に該当します。

この制度は、利用者の居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るよう、専門職による心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、適切な品目の選定、取付け、調整を活用し、給付を受ける制度です。

制度の利用には、下記の要件が求められます。

- ① 要支援 1 及び 2、要介護 1~5 の認定を受けた方であること
- ② 利用者の『居宅』で使用する福祉用具であること
- ③ 福祉用具購入費の支給対象となる種類の福祉用具の購入であること
- ④ 特定福祉用具販売事業者として、都道府県や政令指定都市による指定を受けた介護保険 サービス事業者から購入した場合であること
- ⑤ 申請により、宇治市がその必要性を認めたものであること

★ 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入による変更点 ★

「介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書」に、「なお、貸与と購入の選択制の対象種目の場合は、選択に資する適切な情報の提供を受けました。」の一文を加えます。選択制でない種目の場合も同じ様式を使用します。詳細は、7 ページの記載例をご覧ください。

介護保険福祉用具購入費支給申請についての問い合わせ先 宇治市役所 介護保険課 電話:0774-22-3141(代)

■ 申請の前に、ご確認ください!!

- ① 同一品目の購入については、原則として年度が変わっても再支給できません。
- ② 要介護・要支援認定新規申請中の申請は、償還払いでのみ受け付けますが、審査・支給決は認定結果の確定後となります。なお、認定結果が『非該当』となった場合は支給できません。
- ③ 一時帰宅のための福祉用具購入は支給対象外です。
- ④ 退院・退所予定の方の申請は、償還払いでのみ受け付けますが、申請は、退院・退所されてから 行ってください。(退院・退所できなかった場合は、対象外です。)
- ⑤ 特定施設(軽費老人ホーム・養護老人ホーム・有料老人ホーム)・グループホームに入所されている方の購入は、原則、対象となりません。

■ 給付対象となる用具の種類

	種目機能または構造等		
一 腰掛便座		次のいずれかに該当するもの	
		①和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの:腰掛式に変換する場	
		合に高さを補うものを含む	
		②洋式便器の上に置いて高さを補うもの	
		③電動式またはスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる	
		機能を有するもの	
		④便座、バケツ等からなり、移動可能である便器:水洗機能を有する	
		便器を含み、居室において利用可能であるものに限る	
		※但し、設置に要する費用については保険給付の対象とならない	
=	自動排泄処理装	自動排泄処理装置の交換可能部品(レシーバー、チューブ、タンク等)	
	置の交換可能部	のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等またはその	
	品	介護を行う者が容易に交換できるもの	
		(専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するものおよび専用パンツ、	
		専用ショーツ等の関連製品は除く)	
三	排泄予測支援機	利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定する	
	器	ものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居	
		宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知するものである。	
		(専用ジェル等装着の都度、消費するもの及び専用シート等の関連製	
		品は除く)	

四	入浴補助用具	入浴に際しての座位の保持、浴槽への出入り等の補助を目的とする用
		具で、次のいずれかに該当するもの
		①入浴用いす(シャワーキャリー含む):座面の高さが概ね35センチ
		メートル以上のものまたはリクライニング機能を有するもの
		②浴槽用手すり:浴槽の縁を挟み込んで固定することができるもの
		③浴槽内いす:浴槽内に置いて利用できるもの
		④入浴台 (バスボード): (浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易に
		できるもの
		⑤浴室内すのこ:浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図るもの
		⑥浴槽内すのこ:浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うもの
		⑦入浴用介助ベルト:利用者自身の身体に直接巻き付けて使用するも
		ので、浴槽への出入り等を容易に介助できるもの
-	左 日 ※ #	两年之上11年111-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-
五	簡易浴槽	空気式または折りたたみ式等で容易に移動できるもの(硬質の材料で
		あっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるもの
		を含み、居室において必要があれば入浴が可能なもの)で、取水また
		は排水のために工事を伴わないもの
六	移動用リフトの	身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの
	つり具の部分	
七	スロープ ※	段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないものに
		限る
八	步行器 ※	歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える
		構造を有する物であって、四脚を有し、上肢で保持して移動させるこ
		とが可能なもの
九	歩行補つえ ※	カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、フラットホー
		ムクラッチ及び多点杖に限る
L		

※印品目については、令和6年4月より貸与と購入を選べるようになりました。選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員又は介護支援専門員が、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対し、メリット及びデメリットを含め十分説明を行うこととするとともに、利用者の選択に当たって必要な情報を提供すること及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行ってください。

■ 申請に必要な書類

	提出書類		
	【償還払い】	【受領委任払い】	備考
1	介護保険居宅介護(介護予防) 福祉用具購入費支給申請書		・申請者氏名については、印字不可
2	介護保険関係書類の提出に係る委任状		本人以外が提出する場合必ず必要 ・申請者氏名については印字不可
3	_	委任状 (受領委任払い用)	受領委任払いを利用される場合に必要 ※委任者欄については、署名・押印が必要
3	領収書の原本 (全額)	領収書の原本 (自己負担分)	・事業所の押印があるもの・商品を2つ以上購入した場合、端数計算は、1つずつ行ってください。それぞれの商品につき費用総額を記入
4	購入した福祉用具のパン	ンフレット等の <u>写し</u>	価格と形状や色がわかるもの (既製品を加工する場合は、加工前のもの)
5	特定(介護予防)福祉用具サービス計画書の写し		利用者の同意を得たもの (代筆の場合は、代筆者の氏名、続柄を記入)
6	給付費受領委任状	_	名義人が利用者以外の口座に振り込む場合 (3親等以内) ※委任者欄については、署名・押印が必要

■ 事前申請を要する場合について

【理由書の提出が必要な場合】

- ① 既製品を加工する場合
- ② 同時に同一品目を購入する場合 (ロフストランド・クラッチやスロープのような種目の性質等から複数個利用する場合)
- ③ 過去に給付歴のある福祉用具部品の購入、修理の場合
- ④ その他、市が求める場合 (理由書以外に必要書類の提出を依頼する場合があります。)

提出書類	備考
介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支 給にかかる理由書	1)~4
	① 既製品を加工する場合
加工前の原型が確認できる写真と加工後の写真及	私用する現地に設置の上、撮影日のわか
び仕様等を記載した立体図面	るカラー写真
	(印刷物で可)
	② 過去に保険給付歴がある場合
破損した福祉用具の写真	撮影日がわかるカラーの写真
	(印刷物で可)

【排泄予測支援機器を購入する場合】

排泄予測支援機器の利用によって自立した排尿を目指すため、特定福祉用具販売事業者は以下の点について、利用を希望する者に対して事前に確認の上、販売することが重要であると考えます。

必ず、購入の前に以下のいずれかの書面の提出が必要です。購入前に排泄予測支援機器 確認調書の提出がない場合、保険給付の対象になりませんのでご注意下さい。

	提出書類	備考
1	医学的所見が分かる書類	(1) 介護認定審査における主治医の意見書
	(膀胱機能の確認ができる内容で	(2) サービス担当者会議等における医師の所見
	あること)	(3)介護支援専門員等が聴取した居宅サービス計画
		等に記載する医師の所見
		(4) 個別に取得した医師の診断書 等
2	排泄予測支援機器 確認調書	介護支援専門員・福祉用具専門相談員の協働によるア
		セスメント結果として、下記内容がわかる調書を求め
		ます。(資料7)
		①利用の目的を理解して、トイレでの自立した排尿を
		目指す意思があるか。
		②装着することが可能か。
		③居宅要介護者やその介助者等が通知を理解でき、ト
		イレまでの移動や誘導が可能か。

■ 支給について

- ① 支給限度基準額(要介護状態区分にかかわらず定額)
 - ・1被保険者につき毎年度(4月から翌年3月まで)10万円 内、介護保険給付額9割、8割又は7割を支給します。
 - ※購入日(領収書記載の日付)の属する年度で支給限度基準額を管理します。
 - ※10万円を超えた場合は、超えた額が全額自己負担となります。
 - ※同一種目については、原則的として年度を隔てても支給することができません。ただし、 用途や機能が異なる場合を除きます。また、破損した場合や被保険者の身体状況の変化に よる場合等は、例外的に支給できることがありますので、購入前に市へご相談ください。

② 支払い方法

(1) 償還払い

利用者が費用の全額を支払った後、利用者負担分を除いて、介護保険から利用者に支給します。

(2) 受領委任払い

利用者は自己負担分のみ支払い、保険給付分は、利用者から委任を受けた事業所に直接支払います。

上記(2)の「受領委任払い」を利用するには、次の要件を満たす必要があります

- 「利用者」 ・介護保険料滞納にかかる給付制限の措置を受けていないこと
 - ・入院、入所中でないこと
 - ・要介護・要支援認定新規申請中でないこと
 - ・生活保護受給者でないこと
- ・「事業所」 ・事前に市に口座登録をしていること
- 注)<u>窓口の段階で受付を行っても、要件が欠けていると判明した時点で提出書類を返却する</u> 場合があります。その場合は、償還払いへ変更してください。

■ 福祉用具購入費支給申請の流れ

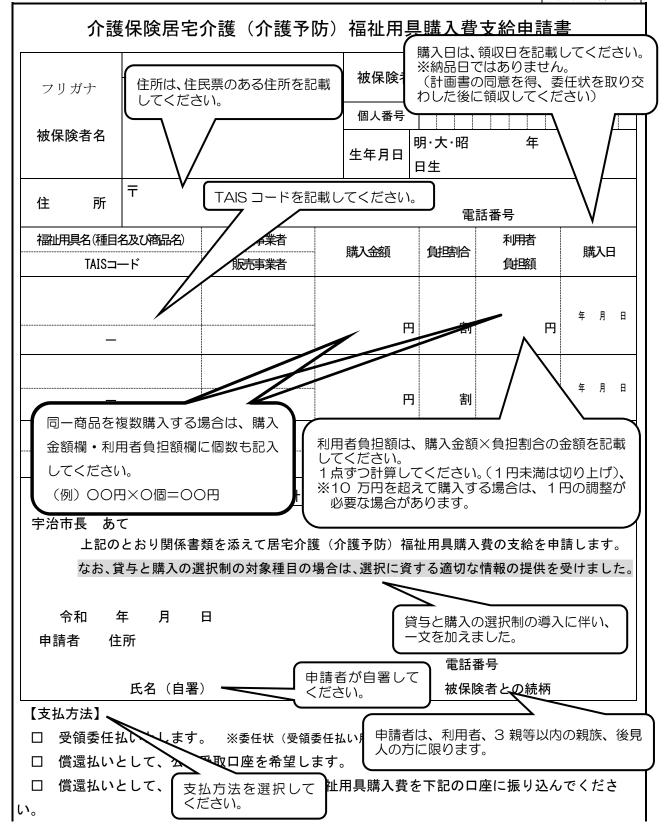
【償還払い】 【受領委任払い】 要支援・要介護認定のある人(新規申請含む)が福祉用具の購入を検討 ケアマネジャー又は担当圏域の地域包括支援センター及び購入予定事業所に相談 購入予定事業所から特定(介護予防)福祉用具サービス計画書の説明を受ける 亇 福祉用具サービス計画書の同意(同意後、計画の交付を受ける) 受領委任払いを利用したい場合は、事業所の同 意を得て、受領に関する委任状を取り交わす ※受領委任を受ける事業所は、事前に市に 口座登録が必要となります。 納品 事業所へ代金(全額)を支払う 事業所へ代金(自己負担分)を支払う 市へ支給申請 審査・決定 利用者へ決定通知書を送付 利用者へ決定通知書を送付 利用者へ保険給付分を支給 事業所へ保険給付分を振り込み

■ 支給申請書記載例

介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書

※償還払い、受領委任払い共に同じ様式になります。

別記様式第2号



■ Q&A

	項目	質問	回答
1	対象辛ロについて	段差の解消を目的とした滑り	対象外
	対象商品について	止めマットは、支給対象か。	刘永介
		公益財団法人テクノエイド協	
		会のホームページで「特定福	
2	対象商品について	祉用具購入」と掲載されてい	対象外
		ない商品は、支給対象となら	
		ないのか。	
			製品の構造上、部品交換がなされることが前提となって
3	 対象商品について	福祉用具の交換部品を購入す	いる部品について、事前相談により市が部品を交換する
١	対象的品に づいて	る場合は、支給対象か。	ことを必要と認めた場合は、支給対象となる場合があ
			る。
		排尿の介助を全く受けていな	一般的には、左記の者は使用が想定しにくい者に該当し
4	排泄予測支援機器に	い方や全面的に介助を受けて	ているが、十分に検討の上、適切に使用することによ
4	ついて	いる方の使用は想定しない	り、トイレでの自立した排泄が期待できる場合は対象と
		か。	して差し支えない。
	支給について	前年度に福祉用具を納品し、	代金を完済したときに保険給付の請求権が発生します。
5		今年度に代金を支払った場合	
3		の支給限度基準額管理は、い	したがりて、購入日(損収日)の属する平度である。
		ずれの年度か。	度の文和限度基準領目座の適用となる。
		受領委任払いの場合、事業所	原則、申請月の翌月末。但し、申請内容に不備があった
6	支給について	への通知・支払いはいつ頃	場合、又は、認定の変更・更新中の場合は、その限りで
		か。	はありません。
			福祉用具販売事業所は、都道府県知事の指定を受けてい
	口座登録について	市の住宅改修事業所登録をし	ますので、市で事業所登録は行わない。ただし、受領委
7		ているが、福祉用具の登録は	任払いを利用する場合は、住宅改修とは別に口座登録が
		別に必要か。	必要です。販売前に「介護保険福祉用具購入費受領委任
			払い用口座振込依頼書」を提出を求めます。
		受領委任払いの振込口座を変	「介護保険福祉用具購入費受領委任払い用口座振込依頼
8	口座登録について	更したいがどうすればよい	書」を再度提出してください。提出月の翌月末の支払い
		か。	分から変更となることに留意願いたい。
	口座登録について	事業所の代表者や住所が変更	福祉用具購入費受領委任払い用口座登録の情報に変更が
9		となった場合は、何か手続き	ある場合は、速やかに「介護保険福祉用具購入費受領委
		が必要か。	任払い用口座振込依頼書」を提出してください。

	項目	質問	回答
10	申請について	利用者が死亡した場合、生前 に購入していた福祉用具につ いて申請することはできる か。	申請は可能です。ただし、利用者名義での申請はできませんので、3親等以内の親族であれば、申請を受け付けることが可能。また、償還払いの場合は、利用者の口座への振込ができませんので、別途「相続人届」を提出していただき、代表相続人の口座を指定する必要がある。
11	申請について	令和6年4月から追加された、スロープ・歩行器・歩行補助杖の申請について、教えて欲しい。	介護支援専門員の作成する居宅サービス計画書に影響することが考えられますので、購入、貸与それぞれの心身の状況、生活環境、種類、費用負担など利用者によって、その効果等が異なってくるものであり、利用者を含め、主治医・介護支援専門員・福祉用具専門員など利用者に関わるケアチームで、貸与・住宅改修の制度特性を含めて、それぞれのメリット・デメリットを検証・合議した上で、利用者自身が納得して購入するための支援を専門職が適切に行うこと。歩行器・歩行補助杖・スロープについて、その他福祉用具購入費と同様の手順で申請を受け付けます。但し、杖やスロープを複数購入する場合は、事前申請が必要となりますので、理由書を提出して下さい。
12	申請について	領収書に記載すべき内容を知 りたい。	当市では、下記の内容を求めています。 ①被保険者あての領収書であること。 ②事業所の押印があること。 ③但し書きに、負担割合が明記されていること。 ④複数購入の場合、但し書きに一品ずつの費用総額記載・端数処理が成されていること。 ⑤同一商品を複数購入する場合は、但し書きに商品単価と個数が記載されていること。 (例)スロープ ○○円×○個費用総額○○○円の●割負担分として ⑥印紙税法、5万円以上については収入印紙が必要。
13	その他	福祉用具サービス計画書への 利用者の同意については、印 字したものでもよいか。	本市においては、印字されたものは認めていない。 原則、本人(家族による代筆の場合代筆者・続柄が確認 できるもの)の署名により同意が得られたことと確認し ていることに留意願いたい。
14	その他	福祉用具購入費支給申請に係 る書類において、押印が必要 な書類は何か。	「介護保険給付申請にかかる受領委任状(受領委任払い用)」及び「介護保険給付申請にかかる給付費用受領委任状」については、押印が必要です。 また、記載内容を訂正する場合は、訂正印が必要です。